(ｲ)　特会法第一五条第四項の規定にかかわらず、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定及び先端半導体・人工知能関連技術勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、これらの勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができるものとすることとした。（第九五条第二項関係）

3　その他

その他所要の改正を行うこととした。

三　附則関係

1　この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めることとした。（附則第二条～第九条関係）

2　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第一〇条～第一七条関係）

四　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月以内の政令で定める日から施行することとした。

◇漁業災害補償法の一部を改正する法律（法律第三一号）（農林水産省）

1　漁獲共済の仕組みの改善

(ｲ)　第一〇四条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済について、当該漁業を営む中小漁業者をその直接の構成員とする漁業協同組合等であって、一定の要件に該当する者を被共済資格者とする規定を廃止するとともに、当該被共済資格者に係る漁獲共済に関する義務加入、共済限度額等の規定を廃止することとした。（第一〇五条関係）

(ﾛ)　第一〇四条第二号に掲げる漁業に属する漁業であって、政令で定める種類のものに係る漁獲共済の共済金について、共済責任期間中の漁獲金額がその共済限度額に達しない場合において、共済責任期間中の漁獲数量が当該被共済者の過去一定年間の漁獲数量を基準として漁業共済組合が定める基準漁獲数量に農林水産省令で定める数値を乗じて得た数量に達しないとき等に支払うものとし、共済金の金額は、共済限度額から共済責任期間中の漁獲金額を差し引いて得た金額等に共済責任期間中の漁獲数量の基準漁獲数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合、塡補率及び契約割合を乗じて得た金額とすることとした。（第一〇六条第一項関係）

2　特定養殖共済の仕組みの改善

(ｲ)　特定養殖共済について、特定養殖業を営む中小漁業者をその直接の構成員とする漁業協同組合等であって、一定の要件に該当する者を被共済資格者とする規定を廃止するとともに、当該被共済資格者に係る特定養殖共済に関する義務加入、共済限度額等の規定を廃止することとした。（第一二五条の三関係）

(ﾛ)　特定養殖共済の共済金について、共済責任期間中の生産金額がその共済限度額に達しない場合において、共済責任期間中の生産数量が当該被共済資格者の過去一定年間の生産数量を基準として漁業共済組合が定める基準生産数量に農林水産省令で定める数値を乗じて得た数量に達しないとき等に支払うものとし、共済金の金額は、共済限度額から共済責任期間中の生産金額を差し引いて得た金額等に共済責任期間中の生産数量の基準生産数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める割合、塡補率及び契約割合を乗じて得た金額とすることとする規定を廃止することとした。（第一二五条の一第一項及び第二項関係）

3　漁業再共済事業の仕組みの改善

漁業共済組合連合会の再共済金額のうち漁業施設共済に係るものは、共済契約に係る共済金額に一〇〇分の九五を超えない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額とすることとした。（第一四〇条第一項第二号関係）

4　漁獲・特定養殖共済の創設

(ｲ)　漁業共済組合が行う漁業共済事業の種類として、漁獲共済及び特定養殖共済を統合し、漁獲・特定養殖共済を創設することとした。（第七七条第一号関係）

(ﾛ)　漁獲・特定養殖共済は、被共済者又はその構成員が営む漁業の種類の漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲若しくは養殖に係る生産金額又は構成員を通ずる漁獲に係る生産金額の合計額が共済限度額に達しない場合の被共済者又はその構成員の損失について、被共済者に対し共済金を交付する事業とすることとした。（第七八条第一項関係）

(ﾊ)　漁獲・特定養殖共済に係る共済契約は、漁業の種類ごとに（二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする場合は、対象とする二以上の漁業の種類を一括して）、共済契約を漁業共済組合との間に締結することができる者が共済規程で定める申込期間内に申込書を漁業共済組合に提出して申し込み、漁業共済組合がこれを承諾することによって成立することとした。（第八〇条第一項関係）

(ﾆ)　漁獲・特定養殖共済の純共済掛金率は、次に掲げる共済契約の区分に応じ、当該各号に定める割合とすることとした。

(1)　二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約については、基準共済掛金率を用いて農林水産省令で定めるところにより算定した率に、二以上の漁業の種類を一括して対象とすることによる共済事故の発生率の低下その他の事情を考慮して農林水産大臣の定める割合を乗じて得た率を下らない範囲内において、漁業共済組合が共済規程で定める割合

(2)　(1)以外の共済契約については、基準共済掛金率を下らない範囲内において、漁業共済組合が共済規程で定める割合（第一一二条第一項関係）

(ﾎ)　漁獲・特定養殖共済の共済金は、被共済者が営む対象漁業の共済責任期間中の操業に係る生産金額がその共済限度額に達しない場合に支払うこととし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共済者が営む対象漁業の共済責任期間中の操業に係る生産金額を差し引いて得た金額に、当該被共済者が営む対象漁業の漁業の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額に、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とすることとした。（第一一三条第一項関係）

5　漁獲・特定養殖共済の対象とならない漁業の種類に係る生産金額を当該共済の対象である漁業の種類に係る生産金額へ算入する特約の導入

漁獲・特定養殖共済の対象とならない漁業の種類の漁業であって、政令で定めるものの過去一定年間の操業に係る生産金額を被共済資格者の営む対象漁業の過去一定年間の操業に係る生産金額に加えることに関し一定の要件に該当する特約がある共済契約については、当該共済契約の特約に従い生産金額を算定することとした。（第一一一条第三項関係）

6　養殖共済の仕組みの改善

政令で定める養殖業の種類に係る養殖共済であって、一定の要件に該当する特約がある共済契約については、同一の原因による共済事故によって受けた損害に係る養殖施設ごとの共済目的の数量が当該共済事故の発生の直前の当該養殖施設ごとの当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上である場合に支払うこととし、その場合の共済金の金額は、当該損害に係る養殖施設ごとの損害額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額とすることとした。（第一二四条第五項関係）

7　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

8　施行期日等

(ｲ)　所要の経過措置を整備することとした。（附則第二条～第五条関係）

(ﾛ)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇船員法等の一部を改正する法律（法律第三二号）（国土交通省）

船員法の一部改正関係

一　1　国土交通省令で定める船舶の船長は、その輸送中のコンテナが海中に転落したときは、直ちに、当該コンテナが海中に転落したと見込まれる地点等の事項を、自己の指揮する船舶の付近にある船舶等に通報しなければならないこととした。（第一三条の二関係）

2　船長は、その指揮する船舶に乗り組もうとし、又は乗り組む船員の勤務に関する事項をその船員手帳に記載しなければならないこととした。ただし、船舶所有者が船員に対し当該船員の勤務に関する事項を記載した書面を交付した場合は、この限りでないこと等とした。（第五〇条関係）